

の全庁的な支援体制を整備することの要請)

- ④ 財政上の措置（合併後の財政需要に対する交付税措置の一層充実）
- ⑤ 旧市町村等に関する対策（住民の意向がより反映されるよう、地域審議会の活用など旧市町村等を単位とする多様な仕組みの検討）

### 最終報告

（平成13年6月14日）

#### Ⅰ 分権型社会の創造…その道筋Ⅰ

- （抄：市町村合併関係部分等）
- 第1章 第1次分権改革を回顧して
- V 地方税財源問題の経緯と委員会の基本姿勢

（前略）

他方、この間に、市町村の自主的な合併を推進しようとする努力が全国各地で続けられてきており、地方分権時代の行政の主役である市町村においては、引き続き、自主的な合併の推進により、新しい時代の担い手としてふさわしい行政体制の整備に努めることが強く期待される。しかしながら、市町村関係者たちのなかには、分権型社会における地方財政の将来像が依然として不透明な現状の下では、合併の是非を決断しがたいとする声が少なくないのも事実であり、市町村の自主的な合併を積極的に推進するためにも、地方財政の将来像をめぐる具体的論議をできるだけ早期に始める必要がある。

（後略）

#### VI 地方公共団体の関係者及び住民への訴え

（前略）

分権改革の推進とは別途に、しかし不幸にしてこれと時を同じくして、国と地方公共団体の財政の危機的状況はその深刻さの度合いを深めてきている。したがって、地方公共団体の財政状況はこれから更に年を追うごとにその厳しさを増すものと見込まざるを得ない。国に救済を求め、みても、国にはもはやこれに依る余裕がないのである。したがって、かかる事態に立ち至ったことを慨嘆するのではなく、むしろこれを構造改革を推進する好機ととらえ直してほしい。地方公共団体はこの機会に、国への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を真剣に模索してほしい。そのためには、国に向けていた目を地域住民に向け直し、地方自治の運営の透明性を高め、地域住民に対する説明責任を果たしつつ、行政サービスの取捨選択の方途を地域住民に問いかけ、その判断に基づいて、歳出の徹底した削減を図るという地道な努力の積み重ねが必要である。とりわけ住民に身近な基礎的な地方公共団体である市町村における自主的な合併の推進は、こうした努力を結実させるための有力な選択肢であることを認識してほしい。

（後略）

#### 第3章 第2次分権改革の始動に向けて

##### Ⅰ 地方税財源充実確保方策についての提言

- I 地方税財源充実確保の基本的視点
- 2 地方税源充実の理由と考慮すべき事項
- (4) なお、地方分権時代の行政の主役である地方公共団体の側においても、少子高齢社会を迎える中、合併及び行政改革の推進等により、新しい時代の地方自治の担い手としてふさわしい行政体制を整備することが併せて必要であることはもちろんである。また、地方行政運営についても更なる厳しさが求められている。

第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

##### Ⅲ 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

（中略）

委員会は当初、地方分権推進法の制定以前の段階において隆盛を極めていたいわゆる「受け皿論」をこの際は一時棚上げにし、当面は現行の地方自治制度を前提にして、この体制の下で可能なかぎりの分権を推進することを基本方針としていた。

（中略）

しかしながら、市町村合併については分権改革と同時並行して推進す

べしとする声が各方面で高まるばかりであった。そこで委員会としては、

（中略）

市町村合併問題を地方行政体制の整備及び確立方策の重要な一環として調査審議のそ上に載せることとし、第2次勧告において市町村の自主的な合併の積極的な促進方策を勧告したところである。

### 地方制度調査会

地方制度調査会は、社会経済情勢の変化に対応した地方行政制度の構造の改革について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求められている首相の諮問機関です。委員は、学識経験者が18名、国会議員6名、地方団体より6名が参加しています。審議事項は、基礎的自治体（市町村）、大都市、都道府県のあり方、地方税財政のあり方などです。第27次地方制度調査会は、平成13年11月にスタートし、4回の部会審議、23回の委員会審議、4回の総会審議を経て、4月30日の第5回総会で中間報告をまとめました。

（次ページへ続く）